

情報通信法学研究会・通信法分科会  
2026年1月19日

異報告「デジタルプラットフォームの業規制」  
へのコメント

日本大学法学部 友岡 史仁

# 翼報告の骨子

- ・ 「デジタル・プラットフォームの行政規制の現状と課題」法律時報97巻2号をベースにしたもの
- ・ DPF事業に対する行政規制をメインとしてその法的現象を解明するもの
- ・ デジタル・プラットフォーム(DPF)をめぐる法規制の存在は行政法・経済法(独禁法)・消費者法等で多元的にとらえられる傾向にあることに触れるもの
- ・ 翼報告の全体的意義: 行政規制を業規制と業横断的規制に整理したうえで、DPFの課題に迫ろうというもの

# DPFと行政規制について

- ・ 業規制と業横断的規制の分け方の意義
  - ⇒ 業規制は個別産業分野を念頭に置いた法規制をとる場合を指す
  - ⇒ 業横断的規制は産業分野を特定せずにDPF事業としてカテゴライズする場合を指す
- ・ 翼報告はDPFが業規制・業横断的規制両者にまたがる課題を広く持っていることを顕在化させ、新たな取引形態に対する業規制の必要性を論点化できていること等々

# DPFと行政規制の課題の切り口①

- **特定DPF法を取り上げる意義①**

⇒ 特定DPF法=「特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律」はDPF事業に対する行政規制の素材として最適

⇒ 同法第2章に設けられた各種措置等は、経済産業大臣による「特定デジタルプラットフォーム提供者」に対する提供条件等の開示・勧告・命令…等(5条以下)、公取委への措置請求(13条以下)といった内容:その点では行政法と経済法の相関関係における好例

# DPFと行政規制の課題の切り口②

- **特定DPF法を取り上げる意義②**

⇒ (一般論)特定DPF法はGAFAを念頭にアメリカにおける競争政策的観点からの法規制の実施からの波及効果によるもの: 同法は日本的な規制手法ではあるものの、DPFが市場にもたらす強い影響を見過ごすことへの立法的措置の現れという意義づけ(ただし、アップルは特定DPFには含まれていない模様)

⇒ (翼説)「特定DPF法の意義は、(特定)DPF事業者を日本政府との「交渉」の場にひとまずつかせたところに意義を持つ」という表現あり: 国家と法という既存のガバナンスモデルの限界から法的に読み解いているという点(より客観的に評価)

# 規制の内容の調整という視点①

- 規制の内容を調整すること

⇒ (従来からの議論モデル) ネットワーク産業において課題とされてきたこと: 業法において競争政策的規制を新たに入れた結果、別の行政組織に係属するものとして設けることになったことに伴う競争法(独禁法)上の規制との調整が必要になった背景あり: 整合的に理解するために要調整とされてきた分野、電気通信だと総務省と公取委が共同でガイドライン(「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」)を作るなどの相互調整を行うことに…

⇒ (現代的課題) DPF規制も規制当局同士の調整という従来の議論モデルに基づいて(作用法とあわせ組織法の点からも?) 理解されるか?

# 規制の内容の調整という視点②

- 特定DPF法における調整規定の評価
  - ⇒ 翼報告は同法17条の規定(14条も併せて)から「調整」に係る意義を見出しているように思われること: 実定法規に明確に調整条項を置いていること(行政法の視点から重要な着眼点)
  - ⇒ 同法13条も明文規定による経済産業大臣と公取委と執行に係る連携を規定したものとして注目される意義あり: ただし「不公正な取引方法」(独禁法19条)の解釈を措置要求の権限機関である経済産業大臣にどの程度求めるのかということを含めた業横断的規制ゆえの課題があるようにも思われる(消費者庁・個人情報保護委員会に対する場合も同様か?)